

西紅陽台自治会補則（令和6年度）

自治会非会員のゴミステーション使用について

自治会非会員は下記の使用料の支払い及び掃除を条件にゴミステーション使用を認めます。

記

1. ゴミステーションの使用料年間 6,000 円を支払うこと
内訳　掃除用具購入費及び修繕積立金
2. ゴミステーションの掃除を行うこと

以上

* 補則の説明（令和6年度総会資料）

ゴミステーション管理システムの変更について

当自治会のゴミステーションは、現行自治会員だけでなく非会員にもステーションの掃除を条件に使用について容認しているところです。

しかしながら、非会員は会費も支払わず、年3回の公園掃除も参加しないなど会員との不公平感が増している状況です。また不法投棄も増えているところです。ゴミステーションは自治会の所有物であり、本来自治会員のみが使用できるものです。

したがって新年度より従来の方針を変更し、原則自治会員のみの使用に限ることとします。

非会員については、ゴミステーションの使用を原則禁止しますが、下記の1項及び2項の条件を満たす場合に限り使用を認めることとします。

記

1. ゴミステーションの使用料年間6,000円を支払うこと
内訳　掃除用具購入費及び修繕積立金
2. 従来通りゴミステーションの掃除を行うこと
3. 上記に従わずゴミステーションを使用した場合は、「不法投棄」として警察に通報することとする

以上